

飯塚市子ども・子育て支援事業計画骨子案(第 1 期比較)(修正)

【資料 7-1】

	第 1 期計画	第 2 期計画	備考
第 1 章	計画策定の背景及び趣旨	計画策定にあたって 1 計画策定の背景及び趣旨 2 子ども・子育て支援(新)制度の概要 3 計画の性格と位置づけ 4 計画の策定体制 5 計画期間及び評価並びに推進体制	⇒制度の全体像や幼保無償化についての記載
第 2 章	計画の基本理念と基本的視点 1 基本理念 2 計画の基本的視点	飯塚市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状(旧 第 4 章) 1 人口の状況 2 ニーズ調査からみた子育て家庭の状況 3 主な教育・保育施設等の状況 第 1 期計画の実施状況 4 第 1 期計画の実施状況と今後の課題 飯塚市の今後の課題の整理	⇒第 1 期計画の施策実施状況や、人口等の統計、ニーズ調査からみられる今後の課題の整理
第 3 章	計画の概要 1 計画の性格と位置づけ 2 計画の策定体制 3 計画期間及び評価並びに推進体制	※第 1 章に統合	
第 4 章	飯塚市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状 1 人口の状況 2 ニーズ調査からみた子育て家庭の状況 3 主な教育・保育施設等の状況	(第 3 章) 計画の基本理念と基本的視点(旧 第 2 章) 1 基本理念 2 計画の基本的視点	
第 5 章	幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策	(第 4 章) 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策 <国の基本指針の改正(案)の内容> ★保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望および保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう適切に量を見込むこと ★放課後児童健全育成事業 ・放課後子供教室との一体型の推進 ・学校施設の活用 ・5 歳児のうち、2 号認定を受ける者や預かり保育の定期利用者等も含めたニーズの想定 ・女性就業率の配慮 ★幼児教育・保育無償化の実施に向けた施設利用給付の円滑な実施の確保	教育・保育(1 号～3 号認定)、および地域子ども・子育て支援事業 1 3 事業の「量の見込み」「確保方策」の記載(必須)

	現行計画	第2期計画	備考
第6章	<p>その他の子ども・子育て支援に係る施策</p> <p>1. 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保</p> <p>2. 児童虐待の防止</p> <p>3. ひとり親家庭の自立支援の推進</p> <p>4. 障がい児等の支援</p> <p>5. 「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進</p> <p>6. その他の関連施策</p> <p>(1) 子どもの人権尊重と「最善の利益」の実現</p> <p>①人権教育等</p> <p>②食育</p> <p>③思春期保健・青少年健全育成対策</p> <p>④いじめ・不登校・非行等対策</p> <p>⑤有害環境や犯罪から子どもを守る取組</p> <p>(2) すべての子ども・子育て家庭の支援</p> <p>①子育てしやすい地域づくり（情報提供、交流の場など）</p> <p>②就学前の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等</p> <p>③子どもの居場所や体験活動の場づくり</p> <p>④教育環境の整備</p> <p>⑤その他の支援</p> <p>(3) 質の高い教育・保育や子育て支援の提供</p> <p>①就学前の教育・保育の内容充実</p> <p>②学校教育の内容充実</p> <p>③子育てにやさしい生活環境づくり</p>	<p>(第5章) その他の子ども・子育て支援に係る施策</p> <p>1. 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保</p> <p>2. 児童虐待の防止（基本指針踏まえ内容強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体罰によらない子育て等の推進 ・子ども家庭総合支援拠点の整備 ・要保護児童対策地域協議会の取組の強化 <p>3. ひとり親家庭の自立支援の推進</p> <p>4. 障がい児等の支援（基本指針踏まえ内容強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築 ・障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化の推進 <p>5. 「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進（アンケート結果踏まえ内容強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労する母親の増加に伴う、共働き家庭の増加を踏まえ内容強化 <p>6. 幼児教育・保育の質の向上（基本指針踏まえ新規追加）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保 <p>7. 外国につながる幼児への支援（基本指針踏まえ新規追加）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえた保護者及び教育・保育施設等に対する支援。 <p>8. その他の関連施策</p> <p>(1) 子どもの人権尊重と「最善の利益」の実現</p> <p>①人権教育等</p> <p>②食育</p> <p>③思春期保健・青少年健全育成対策</p> <p>④いじめ・不登校・非行等対策</p> <p>⑤有害環境や犯罪から子どもを守る取組</p> <p>(2) すべての子ども・子育て家庭の支援</p> <p>①子育てしやすい地域づくり（情報提供、交流の場など）</p> <p>②就学前の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等</p> <p>③子どもの居場所や体験活動の場づくり</p> <p>④教育環境の整備</p> <p>⑤その他の支援</p> <p>(3) 質の高い教育・保育や子育て支援の提供</p> <p>①就学前の教育・保育の内容充実</p> <p>②学校教育の内容充実</p> <p>③子育てにやさしい生活環境づくり</p>	<p>■第6章-1～5は、国の基本指針における『市町村子ども・子育て支援事業計画』の任意記載事項</p> <p>■第6章-6は、飯塚市独自項目（飯塚市次世代育成支援対策行動計画から継承する施策やその他の関連施策）</p> <p>・国の基本指針や各施策の進捗状況や課題を踏まえ内容の充実化、直近の新規事業の追加</p>